

役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）の定款第13条第3項及び第28条第3項の規定に基づき、役員等及び評議員に支払われる報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、もって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、本会の定款に定める役員（理事及び監事）、会長及び相談役をいい、非常勤とする。
- (2) 評議員は、本会の定款に定める評議員をいい、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員等（相談役を除く。第5条において同じ。）及び評議員に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 役員等及び評議員には、賞与を支給しない。
- 4 役員等及び評議員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の辞退)

第5条 役員等及び評議員は、第3条第1項及び第2項に規定する報酬について、事前に「報酬辞退届」（別紙様式第1）を提出することにより、辞退することができる。

- 2 役員等及び評議員は、前項の辞退について、「報酬辞退撤回届」（別紙様式第2）を提出することにより、いつでも撤回できる。ただし、この撤回は、当該届の提出日以前には、遡及しない。

(費用)

第6条 本会は、役員等及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の額については、別表第2によるものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月18日 評議員会議決）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日 評議員会議決）

この規程は、令和4年6月20日から施行する。

附 則（令和5年6月27日 評議員会議決）

この規程は、令和5年6月27日から施行する。

【別紙様式第1及び別紙様式第2：省略】

別表第1

役員等（相談役を除く。）及び評議員の報酬の額

1 理事長及び常務理事		
理事会又は評議員会出席（注1）の都度	1人一律	5,000円
山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等選考委員会若しくは山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等選考委員会の選考結果報告のための会議又は研究助成金選考委員会出席（注2）の都度	1人一律	5,000円
山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等贈呈式又は学生に対する褒章等授与式出席の都度	1人一律	5,000円
2 理事（理事長及び常務理事を除く。）		
理事会出席（注1）の都度	1人一律	5,000円
山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等贈呈式出席の都度	1人一律	5,000円
3 監事		
理事会又は評議員会出席（注1）の都度	1人一律	5,000円
山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等贈呈式出席の都度	1人一律	5,000円
監査業務1回につき	1人一律	10,000円
4 会長		
理事会又は評議員会出席（注1）の都度	1人一律	5,000円
山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等贈呈式出席の都度	1人一律	5,000円
5 評議員		
評議員会出席（注1）の都度	1人一律	5,000円
山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等贈呈式出席の都度	1人一律	5,000円

（注1）「出席」の対象となる理事会又は評議員会には、実際に参集して行う会議（「実会議方式」という。（注2）において同じ。）の場合のほか、Web会議、テレビ会議及び電話会議（「Web会議等」という。（注2）において同じ。）による場合並びに決議の省略による場合（「みなし理事会」又は「みなし評議員会」）及び報告の省略による場合（「報告省略理事会」又は「報告省略評議員会」）も含まれる。

なお、決議の省略による場合及び報告の省略による場合において、「出席」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①「提案書」又は「通知書」を作成すること
- ②「同意書」又は「確認書」に署名捺印し、これを提出すること
- ③「議事録」を作成すること

（注2）「出席」の対象となる山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等選考委員会若しくは山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等選考委員会の選考結果報告のための会議又は研究助成金選考委員会には、実会議方式の場合のほか、Web会議等による場合も含まれる

が、持ち回りによる場合は対象外である。

(備考) 1日に2以上の理事会又は評議員会などに出席したときは、それぞれに対し報酬を支給することができる。

別表第2

役員等及び評議員に対する費用の支払額

- 1 理事会及び評議員会その他これらに類する会議等（注）に出席するため及び監査業務の実施のために要する費用
 - ・ 交通費の実費（理事長がやむを得ないと認めたときは、鉄道賃として、普通運賃に加え、特急料金、グリーン料金等を支給する。）
 - ・ 理事長がやむを得ないと認めたときは、宿泊費の実費（ただし、16,000円を上限とする。）
- 2 その他の費用
 - ・ 職務遂行のために実際に要した費用
(印鑑証明書等公的証明書の発行手数料、出張に係る旅費（「旅費規則」に基づく金額）など)

（注）「その他これらに類する会議等」は、次の会議等とする。

- 1 山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等選考委員会（選考結果報告を含む。）
- 2 研究助成金選考委員会
- 3 山崎貞一賞及び鈴木桃太郎賞等贈呈式
- 4 学生に対する褒章等授与式